

# 健康保険証の大切なお知らせ

健康保険証は **退職日の翌日** (資格喪失日) から  
使用できなくなります!!

うっかりこんな思い込み・・・

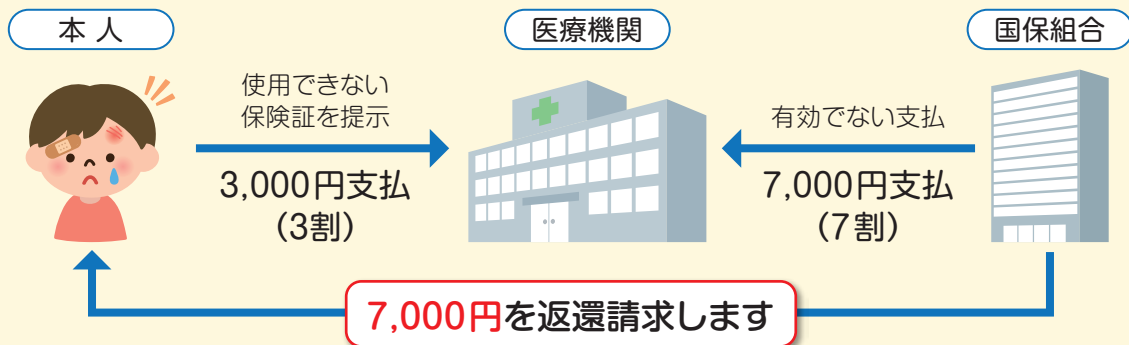
- ✕ 新しい保険証が届くまで使える？
- ✕ 月途中の退職だから、月末までは平気？
- ✕ 病院で何も言われなければ平気？

## 資格喪失後、保険証を使ってしまった場合は・・・

医療費は返還していただきます。

⇒ 次の健康保険の加入資格で受診となります。

例) 医療費総額10,000円の場合 (3割負担の場合)



### 事業主様・事務ご担当者様へ

保険証を回収することは、誤使用を防止するだけでなく、盗難や遺失物の**悪用防止**にもつながります。

職員の方の退職等、資格を喪失される際には、必ず**保険証** (ご家族の保険証や高齢受給者証を含む) の**回収・返却**をお願いします。

※保険証のお知らせの詳細につきましては、組合のホームページをご覧ください。